Title	明治初期の中学校観
Author	石附, 実
Citation	人文研究. 33 巻 7 号, p.418-436.
Issue Date	1981
ISSN	0491-3329
Type	Departmental Bulletin Paper
Textversion	Publisher
Publisher	大阪市立大学文学部
Description	

Placed on: Osaka City University Repository

## 明治初期の中学校観

石 附 実

I

中学とか中学校という言葉は、いったい、いつごろから使われ始めたのであろうか。明治5年8月の「学制」に、「中学」ないし「中学校」として、正式な学校名とされ、それに基づき、各地でも、その後しだいに中学校が設けられるようになり、大学・中学校・小学校という三段階の学校制度が定着した。しかし、「中学校」は、この「学制」によって初めて登場してきたものではない。

政府の出した条文としては、明治2年3月23日附の行政官からの東京府への達しが、最も早い「中学校」の使用例である。そこには、「其府ニ於テ中学校小学校取調御用掛之者一人人撰可致事」とある(『明治以降教育制度発達史』、第1巻、110-1頁)。これは、東京府における、中学校と小学校の設置のための施策として発せられたものである。いっぽう、これよりちょうど1か月前の2年2月22日附で、京都府が太政官宛に出した文書に、「中学校小学校建営趣意」というのがある。京都府が上京、下京にそれぞれ中学校を設ける計画を政府へ届け出たものである。このように、明治2年の2~3月ころには、すでに正式な呼び名として、中学校が使われ、しかも、小学校・中学校という一つのセットとして用いられ始めていたことがわかる。

他方,教育関係の翻訳書のたぐいをみても,たとえば、「小学條例」と「中学條例」の二つからなる,内田正雄(天保13—明治9年,1842—76)の『和蘭学制』が、同じ2年の11月初めに刊行されている。これの訳出を勧めた細川潤次郎(天保5—大正12年,1834—1923)の序文(その年の7月に書かれたもの)によれば、内田は数日の間に翻訳を完成した、とあるので、たぶん、訳業は6月から7月にかけてのころかと思われる。この訳書は、「学制」づくりにおいて有力な参考資料の一つとして活用され、また、一般にも広く読まれた。のちに触れるが、そこでは、中学という独立の学校そのものを指すというより、小学校以後の各種中等段階の諸学校をまとめて、「中学」として扱っている。だが、いずれにせよ、「中学」という言葉と、「小学・中学」

の関係および中味のそれぞれについての理解と知識が、この訳書を通して、 ある程度、広まり始めたであろうことも推定される。

そして、この訳書の刊行と同じ時点の2年11月には、当時、内田らが勤めていた、新政府成立直後における教育の行政機関でもあった大学校から、太政官に対して、大学・中学・小学からなる三段階の学校制度のプランも提示された。首都に大学を置き、府藩県にそれぞれ中学、小学を設けようとする案である。うち、中学についての説明では、「凡ソ十五歳ニシテ小学ノ事訖リ十六歳ニ至レハ中学ニ入リ専門学ヲ修ム、科目四アリ大学ノ四科〔政・理・医・史の各科をいう……引用者注、以下同じ〕トー般 凡ソ二十二歳ニシテ中学ノ事訖リ、乃チ其俊秀ヲ考試シ大学ニ貢ス」とある(『学制の研究』、倉沢剛著、昭和48年、44頁所収)。年令段階ごとに、大・中・小の三つの学校に分けようとする考え方である。

MAR

16

體

结

かる

酰

EO.

このプランが、ほぼそっくりそのまま、成文化されて、明治3年2月の「大学規則」と「中小学規則」となった。この二つの規則は、2年12月に大学校が改組、改称されて、南校と東校から構成される大学が制定したものである。小学は8-15歳、普通学としての句読・習字・算術・語学・地理学、それに大学専門の5科(教・法・理・医・文の各科)の基礎を教えるところであり、これを卒えた者の入る学校が中学とされた。年令は16-22歳、ここではもっぱら、さきの専門5科を修め、教育内容は大学に同じ、とされていることからもわかるとおり、この中学は、あくまで大学の予備課程としてのものであり、いわば上からの連続性の方が重視されている。

以上のように、「学制」以前に、すでに、中学は、公式の文書や規則のなかで登場していた。では、そうした、明治2年の初めころから使われ始めた中学ないし中学校という表現は、さらにさかのぼって探した場合、はたしてどの時点で、いかなる意味のものとしてあらわれてきたのであったか。

手がかりの一つの資料として、たとえば、幕末の海外渡航記録などを見ても、西洋の学制についての説明のなかで、大学、小学という表現はたびたび散見されるが、「中学」という呼び名はきわめて少ない。 文法学校とかラテン学校、あるいは県学館といった名で、欧米の中等教育機関について言及している例は、もちろん、若干ある。けれども、はっきり中学とか中学校といった呼称のケースはたいへん乏しい。そのわずかな例は、万延元年(1860)の造米使節団の一人、佐野鼎(天保2一明治10年、1831—77)の『万延訪米日記』(金沢文化協会編、発行、昭和21年)である。

佐野は、洋式砲術家下曽根金三郎の塾で蘭学、新式軍事学を修め、金沢藩に招かれて洋式軍学校(壮猶館)で砲術を教えたのち、遣米一行の益頭俊次郎(尚俊)の従僕としてアメリカへ渡った。翌文久元年(1861)の竹内保徳らの遺欧使節団にも加わっている。渡米のときには、この『日記』を書いたのだが、ヨーロッパへ行ったさいには、仕事(小使兼賄方)の方が忙しかったこともあり、見聞記らしいものはないようだ。じっさい、「此行、甚炊飯等の労に被役、予而志す処、稍齟齬す」と、こんどの外国行きが、やや期待はずれにおわった気持を、手紙にしるしてもいる(上掲『日記』附録、「佐野鼎小伝」所収)。

かれは、明治になってからも、教育者としての道を歩んだ。明治4年に、神田淡路町で、共立学校という英学塾を開いた。名前の示すとおり、20人余の人びと(大倉喜八郎、前田慶寧ら)の協力のもとに、佐野を校主として設けられた私塾である。第1回の卒業生には高田早苗もいる。5年11月現在の教員は佐野を含めて5名、雇外国人(英)1名、生徒109名とあり、明治初期の英学塾としてはかなり大きい方であろうし(『東京府開学明細書』、東京都編、昭和38年、第4巻、10-5頁)。佐野の没後、高橋是清が校長となり、のち、この学校は開成中学校へと発展する。

佐野の『訪米日記』は、ニューヨーク、フィラデルフィアの啞学校、盲聾学校、孤児学校などについて、かなり詳しく触れている点で、特色のある見聞記である。たとえば、ヨークベルという、ニューヨークから10里ほど離れたところにある啞学校を訪れ、男女300人ほどの生徒に、教師が数十人おり、手話と筆記で教育している様子などを見て、多大の感銘を受けたむね、記している。

とくに、西洋の学校で使われていた黒板や絵入りの教科書などにも、深い 関心を寄せたようだ。新式の教具に対する興味のあらわれであろう。「彼の 邦の学校に大いなる黒色の平かなる薄き板の如き石を壁上に立て置き、石の 細筆にて書するものあり」(同『日記』)と、スレートの小黒板に触れている。 また、かれは、その学校で使っていた教科書を見て、それが手話用の絵入り のものだったことから、日本人の英語学習用にも適すると考え、一部を貰っ て帰り、翻刻して役立てようと、決意のほどを語ってもいる(同『日記』、 手塚竜麿著『英学史の周辺』、吾妻書房、1968年、173頁)。

フィラデルフィアでは、同行の何人かで、「ギラルド大学館」という学校の見学にも出かけている。これは、シラード・カレッジ (Girard College)

7、 長炊飯 やや期待 附録、「佐 14年に, 20人余

として設 用現在の 開治初 東 ルなり、

え、盲題 ある見 と動力

がり、記し、説い

ではの石のいる。

が真っ

数

のことであろう。もと、S. i j = -1 (Stephen Girard 1750—1831)という実業家の意思と遺産 200 万ドルを基に、孤児のための教育施設として、18 48年に創立され、フィラデルフィア市当局が管理、過営に当たる、純然たる養護、教育の学校であった。だから、これを「大学館」と表現したのは、大規模な学館といったような意味あいからであっただろう。

その学校は、ジラードの亡くなった直後から建設が始まり、1848年に完成した。約1万坪の敷地に、宏壮なメーンホールを中心として何棟かの建物からなる、すばらしい学舎だったという。佐野たちが訪問したのは、開校後12年経ってからだが、外国人の初めての参観とあって珍しがられ、熱心な歓迎を受けたようだ。学校を訪れたグループの一人名村元度は、やはりその渡米記録『亜行日記』のなかで、この学校のことについて触れ、教場、寝室、食堂その他の施設が完備している様子を語り、また、男女の別学、修学期間(少なくとも5年という)、あるいはしつけのきびしさなどにも言及している。しつけについては、その一例として、ほかの学校でも見かけた、罰の部屋があること(名村は「教喩ノ場」と言い、日高爲善は「仕置之場所」と記している)、すなわち、「堂ノ構大石ヲ畳ミ鉄門厳重ニ鎖」してあり、行状が悪かったり、喧嘩などをしたら、ここへ入れる、部屋の中には「種々の手遊ひ錦絵等有之、右へ悪しき事ハ思ハざる様ニとの法也とぞ」と伝えている(名村、「亜行日記」、『万延元年遣米使節史料集成』、第1巻、174一6頁、日高、「米行日記」、『万延元年遣米使節史料集成』、第1巻、174一6頁、日高、「米行日記」、『万延元年遣米使節史料集成』、第1巻、174一6頁、日高、「米行日記」、同、第2巻、20一1頁)。

さて、当の佐野の『日記』のなかでの、このジラード校についての記述部分は、なまの見聞記ではなく、後述のように、かれ自身の語るところによると、日本で翻訳された地理書からの転記だったようである。名村らが、ちゃんと孤児学校として、かなり正確につかんでいたのに比べると、佐野は、書物に拠ったために、正確さを欠く説明をしているのである。たとえば、「ギラルド大学館〔は〕ペンセルバニア部〔州のこと〕、ニウヨルク部、ニウオウリーンズ街より、白人種の男子最も俊秀奇傑なる者三百人以上を選択し、此館中に入れて百工の芸術を習学せしむ」(同、87-8頁)と、ややエリート学校式のものとしてとらえていた。

なお、この学校へは、のちに、米欧回覧の旅の途次の岩倉一行たちも見物 に出かけている。格別な感想は窺えないが、学校の規模の堂々たるさまを描 写して、「白大理石ヲ以テ、畳成シタル、希臘風ノ建築ナリ、府中ノ諸建物 中ニテ第一ノ称アリ、当時暑中休業ニテ器械ノ室、台所ナトヲ一覧ス、此校 ハ六歳ノ童ョリ入学シテ、十歳ニナリテ出ッ、学科ハ英仏二学ノ要目ト、西班牙語ニテ教ユ、此屋ノ上宇ハ、葺クニ白石、方板ヲ以テシ、勾倍寛ニシテ、観台トモナスヘシトテ、此ニ登リテ府中ヲ眺望セリ」(『特命全権大使米欧回覧実記』、明治5年6月22日の項、岩波文庫版、第1巻、325頁)。市内随一の偉容を誇るこの学校の屋上から、おそらく、かれらもまた、文明の進歩と学校のもつ意義をかみしめながら、眼下に広がる広大な風景に見とれ、胸を打たれたことであろう。

#317

Hite.

被敌

粉碗

486

植軟

散散

50C

Met

25部

铁门

和最

辨机

**第78** 

18.

随道

Ceta

2E

(24

計

175.

析

XI

70

名村、日高らが「大学館」という言葉を使っているのは、さきに言ったように、大きな学館という意味であった。けれども、佐野の使っている「大学館」は、「中学館」と「小学館」を含む、三段階の学校の最高位のもの、つまり高等教育機関を指している。すなわち、フィラデルフィアの学校制度を説明しているくだりで、同市には、ギラルド大学館のなか「メヂッセ館」などの「大学館」があり、これには、「アカデミイ・コルレデー・ミッチェ」の三つがあるという。「メヂッセ」も「ミッチェ」も医学(メディカル)を指したものであろうか。これらの大学館を頂点として、小学館に及ぶ、全体の学校制度の概要が、こう記されている。

「これ〔ギラルド、メヂッセの各大学館〕を諸学館の首とす。〔中略〕此の館に於て新古の邦語を閲し、測量・点竄学〔代数〕・万有理学・百工博物学・分離画図学等の諸学術を教ふ。其の次に羅甸学館ありて羅甸国の語を教へ、これをガラムムル・スクール整の義と名づく。其の次に中学館あり。これ小学校を出でて未だ大学校に入べからざる中等の生徒を教ふる学館なり。これをセコンデレイ・スクールをの義と名づく。又其の次に小学館あり。三四歳より此の館内に入らしめて文字を学ばせ、数字・算数・地理書等を教ふる学校なり。これをプリメレイ・スクールと名づく」(前引、佐野、『万延訪米日記』、89頁)。

佐野によると、この部分の記述は、「地理誌より訳出する所」(同前、『日記』)のものであったらしい。また、フィラデルフィアの次に行ったニューヨークについての説明の個所も、「此の府の詳説あり。 友人小出千之助之を翻訳せり。故に贅せず」(同)とし、そこに記されていないことだけを補足するにとどめる、とも附記している。ニューヨークの部分が小出千之助の訳書に拠っていることはこれではっきりしている。けれども、上に引いたフィ

ラデルフィアの学校の説明が、小出の訳した地理書そのものを踏まえたのか どうかは判然としない。だが、「セコンデレイ・プリメレイ」といった使い 方をみると、これはやはり、何らかの翻訳書を参看したのではなかったかと 考えられる。

小出は、佐賀藩士で、長崎海軍伝習所へも派遣され、また、遣米使節には、小池専次郎という名で、佐野鼎らといっしょに、随行している。その渡米経験を買われたものか、慶応3年(1867)のパリ万国博へも、佐賀藩から、佐野常民、野中元右衛門(古水)らとともに派遣された。米、欧二度の渡航という点でも、佐野鼎と似かよった経験をもつ人物である。この小出が、オランダ語による世界地理の書物を翻訳し、それを、たとえば仙台藩士の玉虫左太夫(万延の遣米使節正使の新見正興の従者として渡米、その見聞記に『航米日録』がある。岩波、日本思想大系『西洋見聞集』、1974年、所収)らも参考にしたらしいことは確かなのだが、どういう原本を、いつ、何という題名で刊行したのか、はっきりしない。しかし、小出の訳書から佐野が、転写、引用、参照いずれであれ、その言葉を採用して使ったとしても、むしろだいじな点は、小出以前に、じつは、すでにそれらの用語は存在していたということなのである。

「中学校」という言葉を初めて使ったのは、筆者の調べた限りでは、箕作省吾(もと奥州の水沢藩士、文政4一弘化3年、1821—46)の『坤輿図識』(弘化4年、1847)あたりからではないかと思う。フランスの学校制度を説明するくだりで、「処々ニ小学中学校及ビ別学アリ」とし、1835年現在における、それぞれの学校ごとの就学者数を挙げている個所である。この書物が刊行されてからちょうど4年後の嘉永4年(1851)に出版された、省吾の岳父にあたる箕作阮甫(寛政11—文久3年、1799—1863)の『八紘通誌』になると、こんどは、同じくフランスの地誌の説明部分のなかで、「ブリマレイ学校」・「セコンダリー学校」・「リセーン学校」・「セシアーレ学校」などと、原語をかな書きにした紹介となっている。原文はこうである。

「今ハプリマレイ学校ヲ設テ、初学ヲ教育シ、セコンダリー学校ヲ設ケ、言語及一切重切学科ヲ講習シ、リセーン学校ヲ以テ、天地万物究理ノ学ヲ教へ、セシアーレ学校表 即大学校ヲ云フヲ造テ、百学ヲ大成ス」(巻1、24丁ウラ、傍線は原文のまま、以下同じ)。

阮甫とその養嗣子省吾との共同作業による,このフランスの「中学校」,「セコンダリー学校」の紹介によって,西洋の中等教育についての情報がもたらされ,以後さかんにこの二つの言葉が踏襲されていく。たとえば蛮社の獄で自刃した小関三英(天明7一天保10年,1787—1839)の甥小関高彦が,1850年刊行のオランダ人の書物から翻訳したという(大槻磐渓の同書序文による)『合衆国小誌』(安政元年,1854)には、アメリカの「大学校・中学校・小学校」の1841年現在における学校数と生徒数が挙げられている(おのおの,173校・16,333人,3,243校・164,159人,47,200校・1,845,244人とある)。

部の

という

00.

の後に

306

1, 5

配大

128

した

104

the

2/1

と言え

鸭

音景の

M.7.

470

(600)

の動物

174

The state of

また、文久3年(1863)の南部藩大島高任(文政9一明治34年、1826—19 01)による建白書のなかにも、「小学校・中等の学校・大学校」という学校制度の言及がある。すなわち、西洋各国いずれも辺邑小村といえども必ず「小学校」があり、「礼法算術地理窮理の大要」を教える。また、「中等の学校あり、算数天文地理窮理分析弁物礼法制度文章詩賦歴史の本旨を講」じ、さらに、「大学校あり諸学術の真理を講ず」と説明されている(「学校御建立之事」、『大島高任行実』、昭和13年、419—20頁)。

そのほか、はっきり、『坤輿図識』と『八紘通誌』の両方に拠ったものとわかる、『萬国図説風土物産志』(執筆者も発刊年も不明だが、内容の記述から推して、元治元年<1864>12月以前に発行されたもののようである)には、フランスの説明のなかで、こんな表現がなされている。「又処々に小学中学校及び別学あり」(巻5)「プリマレイ人学校を設て初学を教育しセコンタリ学校を設けて言語及び一切重切学科を講習し」(巻8)、というぐあいである。

前段は『坤輿図識』から、後段は『八紘通誌』から採ったと思われる文章である。内容はかなりずさんで、たとえば、ご丁寧にも、プリマレイにわざわざ解説のつもりで「人名」と記し、ほほえましい間違いもしている。当時の外国知識の程度からすれば、あながち嗤うべきことでもあるまい。人名や地名に漢字で当てるやり方とかたかなで表わす様式が混在し、このころから、しだいにかな書きも増えてきており、この書物の作者が、うっかり取り違えてしまったのであろう。

福沢諭吉(天保5一明治34年,1835—1901)の『西洋事情』(初編,慶応2年,第2編,同3年)の偽版の一つに『西洋各国事情』(慶応4年秋,大坂)というのがあるが、そのフランスの部分にも、「小学中学校別学」という説明がみえる。おそらく『坤輿図識』の系統の書物による補記であろう。

福沢の『西洋事情』そのもののなかでは、そういう表現はない。「中学校」という表現は、ロシアの陸軍学校についての説明のくだりに出てくる程度である。すなわち、「中学校に於て執行したる者は入局 〔陸軍への入隊〕六月の後に士官たるを許」されると説明されている(1863年の規則についての解説である、第2編、巻2)。なお、一般的な西洋の学制についての概説として、第2編、巻1の「人民を教育するが為めに財を費す事」のなかに、「学校に大中小の順序あらば下等の学校に於て謹慎勉強する者を挙げ其褒賞として之を上等の学校へ遷すべし」という論もみえる。

したがって、重要なことは、少なくとも文献の上で、フランスの学校制度 についての知識から、プリマレー学校が小学校、セコンダリー学校が中学校、 セシアーレ学校が大学校と、阮甫や省吾たちによって、はっきりと把握され、 それを基にして、しだいに、学校の初等・中等・高等という三段階構成の観 念が広まっていったという経緯である。

しかも、この把握は、イギリスの場合などと比べても、たいへん早かったと言えるようである。イギリスで中等教育(secondary education)ないし中等学校(secondary school)あるいは中学校(middle school)といった言葉の登場は、1860年代に入ってからとされる。宮腰英一氏の研究によれば、M.アーノルド(Matthew Arnold 1822—88)が、ヨーロッパとくにフランスの教育調査旅行(1859—60、65年の2回)を通して、フランスの小学校(école primaires)、中学校(école secondaires)を見て、中産階級のための教育機関の必要性に応えるべく、secondaryという用語を取り上げ、イギリスへ紹介したころからのようだ。いずれにせよ、イギリスの場合、もともと、セカンダリー・エジュケーションは、第二の階梯の教育というよりは、むしろ、中産階級のための教育という意味で使われていたのである。

いっぽう,幕末日本の中学校把握は、社会階層的な意味からではなく、大中小という段階別の、きわめて序列的な教育階梯の中間のものとしてであった。この、学校のタテ秩序的なとらえ方は、どこから出てきたものなのであろうか。なるほど、いちおうは、明末の『職方外紀』(イタリア人のイエズス会士、G. Aleni、漢名・艾儒略、天啓3年、1623)や、清末の地界地理書『海国図志』(アメリカ人宣教師 E. C. Bridgman、漢名・裨治文の編、林則徐訳、1838、魏源の増補1842、1852)における、「大学・中学・小学」という説明からの影響とも考えられる。

『職方外紀』の原文では,「欧羅巴諸国, 皆尚文学, 国王広設学校, 一国

一郡有大学中学、一邑一郷有小学」(欧羅巴、巻2)、とある。また、『海国図志』の方では、ドイツが「大学院・中院・小院」、イギリスについては「大学・中学・小学」として説明がなされている。『海国図志』には、魏源が補訂した部分(1842年に60巻、1852年に100巻としたもの)に、教育関係の記述が多い。日本で、この書物は禁書であったが、嘉永6年(1853)から一般にも売られ始めた。初めて出されたものは、安政元年(1854)、塩谷甲蔵と箕作阮甫が校訂して刊行した版である。嘉永6年ころから、このほかにも数多くの世界地理書が出版されるようになったが、それはやはり、ベリー来航による外圧のショックと好奇心による、知的反応の一つのあらわれでもあろう。

塩谷と阮甫の校訂版には、たとえば、イギリスの部分に、「郷国以仁会、 立貧院幼院病院、挙公正之人、董理……国立太学郡中学郷小学、延師以教読字……」(巻34、英吉利国 2、17丁ウラ)とある。魏源の『図志』とまった く同文だが、ただ原文では「太学」ではなく「大学」とある(「英吉利国夷情記略」)。また、『増廣海国図志』(光緒壬寅〈1902〉春、版)の巻45、大西洋、耶馬尼つまりジャマニー(ドイツ)の部分では、「各処設 大学院三間中院七間小院十八間 公学五千零五十一間……」とみえる。

『外紀』も『図志』も、そこにおける大・中・小の学校は、どちらかというと、地域的な広さに応じた分類と学校規模の大小による区別、といった性格が濃い。国、郡、邑郷の三地域のそれぞれの学校が、大・中・小の学校とされているからである。

とすれば、大・中・小の学校段階を、ひとつの学校制度として連続するシステムのもとにとらえ、しかも、小から中を経て大に至る、序列的関係で学校制度を考えたのは、たしかにきっかけはフランスの制度の知識からではあったが、帰するところは、日本人独自の発想によるものではなかったか。大学、小学という言葉は、古くから中国にもあり、『大学』、『小学』という儒教古典もある。だが、その二つをつなぐ、中間にある学校として、これを中学校としたのは、中国からの影響はもとより考えられず、日本人の序列感覚からもたらされた所産だったとみられる。

いっぽう, 西洋諸国の場合も, たしかに, 中等レベルの学校は多様なかた ちとして存在した。アカデミィ, カレッジ, グラマー, ラテンといった語を 冠する学校のほか, 初等教育以後の学校には, 実務・職業教育の各種の学校 も, 19世紀の中葉には, 各国それぞれにあった。けれども, それを, 第二段 階の教育の場として、中学もしくは中等学校として一括しようとする動きは 乏しかったのである。

2000

18

li.

lğ.

ř

I

内田正雄が『和蘭学制』で訳出した、オランダの中学條例は1863年の中学校法だった(Wet tot regling het Middlbaar Onderwijs, 1863,原文は国立国会図書館の蘭書蔵書のなかにある)。この訳書のなかで、内田は、平人学校、農学校、上等平人学校、諸術学校(ポリテクニセ)など、さまざまな種類のものを総括的に「中学」としてまとめて呼んでいる。

明治3年に、小幡甚三郎(弘化2一明治6年、1845—73)の訳した『哲学校軌範』(慶応義塾刊、同年2月)が出ている。ここにもやはり、フランスの学校を説明する個所に、「初段・中段・上段」という三等の学校についての説明がある。初段は「小学校」、上段は「アカデミー・上等の学校・大学校」とされているが、「中段」については格別の説明はない。これなども、多様なものの概括化と上下の序列化が、学校制度についての情報を受け取るさいの、枠組みとして働いていたことをうかがわせるものであろう。

教育の進度に応じて、その段階を、たとえば、上等・中等・下等といった ふうに分けるやり方は江戸時代にもあった。また、明治に入って、元年12月 の皇学所規則(太政官布告、同所のカリキュラムにおける三段階制、『明治 以降教育制度発達史』、第1巻、104-5頁)などにも示されている。あるい は、初めのところで触れた3年2月の「中小学規則」のあと、明治3年閏10 月の大学南校における規則改正で「当校ハ当分大中小三校ノ教導ヲ兼ヌ」(同 書、166頁)といったぐあいに使われている例もある。

だが、最初に中学校の設立を計画し、政府にその許可を求めた、明治2年2月の京都府の場合、はっきりと、大学・中学・小学の三段階の制度の構想のもとに、中学が考えられ、しかも、政府が大学を設ける計画のあることを前提として、みずからその下位に立つものと考え、小学校に連続する「中学校」としたのであった。小学校を各町組ごとに1校、総計65校、それに対して、中学校は上京、下京にそれぞれ1校ずつ設置しようとする案である。

その説明にはこうある。「大組ノ会所ヲ兼知府事以下時々出勤市中ノ救窮 賑恤ノヿヲ始メトシ下情ヲ聴取シ講書道話ヲ以テ風儀ヲ教導シ布令ヲ告諭シ 上意ヲ伸達スル処ニシテ部内俊秀小学校中ニテ学術伸達スルモノ亦此内ニ選 入ス」(「中学校小学校建営趣意」,『京都府百年の資料』,教育編,6-7頁)。 小学校もそうだが、中学校も、教育だけでなく、行政、文化、衛生、警察など多目的な施設として考えられていた点に特徴がある。この多機能的な場としての学校の性格のもつ意義については、かつて別のところで論じたことがあるので、いまは触れない。

胜他

120

長新

第6/3

批為

前,

1, 19

勤力

10

335

ART

20

260

1=1

A.

844

W

副

31

3

さて、この申請に対して政府(太政官)は、「学校」の意味と「中」の字を冠した理由を、京都府に質した。これに答えて、京都府はこう上申している。「〔今度計画している〕学校ト申スハ、スベテ施政ト教諭トノ二義ヲ取計ラウトコロニシテ、儒家ノイワユル大学校小学校ト申ス類トハ事柄違イ、必竟政府ノ宣布ニ教化ヲ含包シ、以テ政教一途ナルヲ要トシ候故、学校ノ名コレアリ。其内結構ノ小ナルヲ以テ小ノ字ヲ下シ、ヤヤ大ナルヲ以テ中ノ字ヲ下シ、モシ大ノ字ヲ下シ候ハバ、称号ノ同シキヨリシテ、府ニオイテハ憚ル所コレアリ、依テ中学校ト唱工候事」(明治2年2月、『京一中洛北高校百年史』、8頁所引、傍点は引用者、以下同じ)。

つまり、学校という場を、行政と教育の機関とし、また、「中学校」をもし「大学校」とすれば、呼称が名じものとなり、はばかるところがあったため、としているのである。京都府が「大学校」という名をはばかったことにも、それなりの理由があった。というのは、前年の明治元年に、旧幕府の学校が再開され(6月、昌平校・医学校、9月、開成所)、やがて2年6月には、それらが合併されて「大学校」と総称されるに至る。京都府の計画は、そうした、東京における新「大学校」と総称されるに至る。京都府の計画は、たものだったからである。

なおまた、京都の地そのものにあっても、当時、さきに触れた皇学所(元年12月開設)や漢学所(2年正月、同)があった。ともに、元年4月、かつての公家の学問所である学習院が再興されて大学寮代と名づけられたさい、そのなかの二つの科として設けられていたのが、独立したものである。だが、両者の対立、反目のために、2年9月には、けっきょく廃止されてしまう。2年の4月には、天皇が東京へ移り、政治も教育も、その中心の座は東京が占めることになる。

皇学所と漢学所が廃される2年9月に、漢学所(少史)の加藤有隣(凞,天保2一明治11年,1831-78)という人物の『大小学建議』と題するものが著わされている。東京への遷都に反対する論を述べているので、書かれたのは、おそらく、京都府の中学小学校設置案が出されたころであろう。内容は、儒学者としての立場からの学校論であり、西洋式学校制度には拒絶反応的な

態度で終始している。

数

38

15

たとえば、「西洋等ニハ大学・中学・小学抔ト専ラ独リ医学等ヲ兼テ、無知、妄作、胡説〔でたらめの説〕、乱道シ…〔中略〕又ハ実用ヲノミトテ作事局ノゴトクニ陥リ候ハ、実ニ可悲可笑ノ至リ」、といった調子である。かれは、実用、技芸に走る学校ではなく、「学政一致」ないし「政教合一」の教育、つまり政治と道徳の結合した教育と学校を良しとする意見を述べており、究極的には、たとえば、中国古代の制度である『礼記』「学記」篇の学制などを理想としている。

すなわち、大学、小学の制度を再現すべきことを説き、学校制度には秩序があるべきもの、という信念を陳述している。さきに言ったように、遷都にも反対し、「神州ハ万国ノ地心ニシテ京師ハ神州ノ地心」である。として軽がるしく都を移すことに異を唱え、その王城の地京都に大学校を設けるべきことを主張した。そのさい、「大学校ハ王城ノー学ニ止リ候事ニテ府藩縣トモニ大学ト僣称スヘキ儀不相成事」と、念を押してもいる。

「小学校」としてかれが提案するもののなかには、「学文所」(公卿)、「四門八舎ノ小学」(宮廷護衛の番士)、「家塾庠序ノ小学」(公卿大夫)、「国学」(諸藩)、「小学」(府県)など、さまざまな種類のものが挙げられているが、いずれも、「大学校」は京都一校だけなので、「大学」という名を使ってはならない、と強調されている。そして、ちょうどそのころに生まれた、京都の新しい小学校については否定的であり、中国古代や日本の延喜の時代には「市井等ニ官学同様ノ小学ヲ立サセ玉フコトヲ不聞」と述べる。しかし、今さらこれらをつぶすこともできないので、勝手にやらせておくよりしかたがあるまい、といったやや捨鉢的な評価である。

おそらく,こうした、旧い儒学的発想による「大学校」観の根づよさと,東京における新しい「大学校」創設の動きのなかで,京都府は,「大学校」を用いず,「中学校」としたのであろう。つまり,小学校に対置され,それと連続する学校としての「中学校」は,本来,加藤と同じように,「政教一途」(前引,京都府の回答)の場として,政治と教化・教育との二重の機能を期待しながら,自発的に自己規制したかたちで,構想,提言されたのであった。

中央の大学校を意識して、自らの地方の最高学府を「大学校」とせずに、「中学校」としたのは、京都だけではなかった。そのさい、京都府の伺いからちょうど1年後の明治3年2月に制定された、たびたび触れる、「中小学

規則」が、各地方における学校制度づくりのきっかけとなり、それを介して、 「中学校」もしだいに生まれてくる機運が熟してきた。

68

10

18

「中小学規則」と同時に制定された「大学規則」における「大学」の性格は、さきの加藤の大学校観などにもたいへん似かよっており、首都に一校を置き、全国の学校はそれの管理、統制に従うべきものとされた。儒学的な大学・小学のイメージとも重なりあい、また、大学が管下の諸学校を集中的に行政、管理するフランス式の大学像とも通じるところがある。すなわち、「輦轂ノ下大学一所ヲ設ケ府藩縣各中小ノ学ヲ置ク皆大学ヨリ頒ツトコロノ規則ヲ遵守シ材ヲ育シ業ヲ広メ国家ノ用ニ供スルヲ以テ務トス」(前掲、『明治以降教育制度発達史。第1巻、139頁)とある。大学を頂点とし、その行政の下に服する中学・小学校の構想である。

「中小学規則」によって、中学と小学の、年令、学科の具体的内容の基準が出されたことについては、本稿の初めのところでも触れた。中学はあくまで大学の下位機関として位置づけられ、内容からみても、大学の予備課程としての性格が濃い。もっとも、この二つの規則には、大筋だけしか掲げられておらず、カリキュラムの詳細は欠如している。

この規則を定めた大学当局が太政官に対して、これをすみやかに全国へ頒布したいとの伺を出したが(3年2月19日附)、太政官は、「大学ニテ学則不相挙候テハ上梓見合申尤学則伺出候者へハ為写取不苦候事」(同2月23日附)と指令した。つまり、教育内容の細目が明示されていないので、それをそのまま一般に発表することは差し控えさせ、ただ参考として利用したいという希望があったら見せたらよい、という意向であった(『明治以降教育制度発達史』、第1巻、142頁)。

各藩のなかには、ちょうどこのころ、すなわち明治2年の秋から3年にかけて、藩校改革を行ない、教育段階の一つとして「中学生」という等級を設けたり、「中学校」を新設したりするところも出始めた。明治2年から廃藩に至る間における、各地方諸藩の中学校ないし中学科の開設の経緯については、神辺靖光氏の委曲を極めた研究がある(「明治初期における藩立中学校」、国士館大学文学部『人文学会紀要』、第13号、昭和56年1月、所収)、同氏は、「学制」以前の府藩県立中学校を、『日本教育史資料』、『府県史料』その他の各地方史料を駆使し、詳細な一覧表をつくっておられる。

詳しくは、その一覧表にゆずるが、いま、『日本教育史資料』にあらわれている、藩府の中学関係(中学校もしくは中学課程)の開設状況を、「学制」

前に限り、時期的な順序に従って拾ってみると、次のようになる(藩府名、開設年月、名称、『日本教育史資料』の冊次、頁の順に列記する)。

新宮(明治2年10月,中学生課程, I,846),平(2年11月,中学校, I,669・672),福井(2年12月,中学生, I,54-7),甲府徽典館(2年,中学, VI,704-9),芝村(3年1月,中学生, I,27),福山(3年冬,中学校, IV,332-4),加賀(3年11月,中学西校・中学東校,4年11月,両校合併され中学校となる,I,156-9・226-9・232-7,IV,182-3・188-9・194-5),高知(3年12月,中学,I,914-5),村松(4年5月,中学科,I,300-5),岩国(4年9月,中学校,I783)。

じっさいには、まだこのほかに「中学」の名称を用いた課程や学科を設けたり、あるいは中学校を新設した藩もあったようだが、上の『資料』に拠る限り、これだけである。神辺氏の調査によると、「学制」前に、中学(校・課程)を制定もしくは設置したのは2府17藩6県に及ぶとされ、『資料』に載っていないものとして、郡山・篠山・松本・彦根・高田・岸和田・徳島・淀の8藩と名古屋・山梨・山口・足柄・長野・宮城の6県にも、それぞれあったことがわかる(ただ、山梨県のものは徽典館であり、「小学・中学」、明治4年12月、とされているが、『資料』には、明治2年として出ている)。

「学制」以前に、すでにこのように中学校もしくは中学課程を開設した地方もあり、それぞれの経緯を調べてみることは、中学(校)観念の発生と実現の諸相を知る、きわめて興味ぶかい事例研究であろう。しかし、全体的にみて、藩校だけでも、明治2年現在に250余校もあったことからすれば、やはりきわめて少なかったと言える。それはつまり、藩校と「中学」が、本来なじみがたいものだったことによるのではなかったか。

なぜなら、藩校というものは、藩の最高学府であり、それぞれの地方における教育完成の場だったのであって、藩という枠組みのなかで、それなりに完結した教育を行なっていた。他方、中学は、大学と小学の中間に位置するものであり、タテに連続する系列の教育階梯の一つである。したがって、藩校を中学とする場合は、各地方諸藩においては、大学を置かず、それは中央の学校として承認することを前提とせざるをえない。「大学校…… ハ之ヲ都府ニ設ケ敢テ藩ニ設ケス」(岩国藩「学校條例」、明治4年9月、『日本教育史資料』、第2冊、783頁)、とする意識なり立場が、多かれ少なかれ、各藩はもとより府県の側にも、あったためと思われる。

つまり、藩の最高の学校であり完成教育の機関であった藩校を、中学とし

て位置づけたことは、それまでの地方ごとの多様な教育のあり方と特色を活かす道を封じて、規格化の方向を辿り、また、その中学への編制が、各地方の自発的な意思でなされたことにも、大きな問題がひそんでいたと言える。その編制へのきっかけとして、「中小学規則」が多大の役割を果たしたのである。むろん、前にも述べたように、この規則は、正式に実施されたものではなかった。けれども、太政官も、これによる中学校の開設には積極的であり、また、地方側としても、ある場合には、命令に近い基準として受け取ったらしいフシもある。

動的印

thb.

館到片

門/早刊

小学校人生

京都符

それの後

hijk.

を中学と

· 计, 专

その後

1, 30

制化剂性

個性的な

地域的力

れるにま

新以

6, 治

引放

**新**物的

精

高女

度特

211

中学校の開設に、太政官が意欲的だったことの一つのあらわれは、東京府における場合にみることができよう。「中小学規則」の制定後間もない3年の4月、東京府では、駿河台の旧句読所跡に中学校を設立した。生徒の等級は三等からなり、教育内容は漢学と洋学、校費は年600石、教員費(6人余)1,500石として発足した。同年9月に開校したが、そのとき太政官は、布告を発し、「今般東京府下中学校被開候ニ付華族始士庶人ニ至迄入学被差許候事」と、その就学を勧説している(『明治以降教育制度発達史』、第1巻、235頁)。入学生は90名ほどあったという。その後、校舎が狭くなり、日枝神社の近くへ移ったが、まもなく火災で焼失、再興はされず、また制度上も、「学制」によって廃止されるに至った(『日本教育史資料』、第7冊、90-1頁)。この東京府中学は、「中小学規則」の具体化の第一歩でもあったのである。

つぎに、この規則を命令として解釈し、中学校を設置した例の一つに、たびたび引く、京都府の場合がある。京都府当局が、明治2年の2~3月ころ、中学校の開設を計画し、太政官に伺いを出したことについては前に触れた。 伺いののち、翌3年8月に、「府学」としてそれを具体化するにあたり、ふたたび太政官に伺書を提出している。 そのとき、「府学ハ大学校ニ次キ小学校之上ニシテ西洋所謂中学校ニ相当候ト心得可申哉 前段之通ニ候得ハ凡大学校ニ法リ其体裁之小ナルモノト心得可申哉」と尋ねている(『京都府百年の資料』、教育編、143頁)。

けっきょく、京都府のこの解釈がそのまま認められたらしく、同年の閏10 月には、やはり太政官によって、さきの東京府の場合と同文の中学校開設の 布告が出された。その学則として京都府は、「小学中学五科規則」(3年11 月)というものをつくったが、年令、学科内容ともに、骨子は「中小学規 則」に拠っていることは明らかである。府当局が、この中学校の設置が太政 官からの命令によるものだったと解釈した一文が、翌年に出されている。すなわち、「御一新ノ初当府六十四ノ小学校ヲ建営ス……〔中略〕……其後太政官ヨリ中学取建ノ命アリテ小学普通ノ学業終ルモノハ中学ニ撰入シ五科専門ノ学ヲ修セシムル法則タリ」(明治4年9月、「華士族、卒、社寺の子弟の小学校入学に関する告論」、『京都府百年の資料』、教育編、21頁)。

京都府の場合のように中央政府からの命令として受け取ろうと、あるいは、 それの後押しによるものであろうと、さらには順守すべき規則として迎え入 れようと、ともかく、中央(東京)の大学に対して、自らの地方の最高学府 を中学として、大学の予備課程ないしはそれに準ずる階梯の学校として位置 づけ、その開設を図り始めたのであった。

## III

その後は、やがて「学制」による中学(校)の規定を経て、全国的な規模で、この新しい、大と小をつなぎ、中央と地方を結ぶ中間的な学校へと、編制化が進められていった。そこには、内容も持ち味も学統も多様な、しかも個性的な各地方の教育形態の、極度な一元化への動力が強く働いたのであり、地域的な教育のバラエティに富む活力の発揮と開花への道も、大きく制約されるに至ったのである。

新しい「中学校」に対する評価は、当時、海外に居た日本人たちにとっても、冷やかなものでもあった。在米の弁務使森有礼は、「学制」頒布直後の官選留学生整理政策が出されたとき、「学制」の基準に照らして外国の「中学」修了者以外の全官費生引き上げ、という文部省の方針に異を唱えた。外務卿宛の書信のなかで、かれは、西洋ではそれぞれ多様に行なわれている中等教育を、一括して「中学」という単純かつ機械的な用語でまとめてしまった、文部省を暗に批判している。

「中学普通科修業ノ者ハー般帰朝候様御沙汰有之此趣旨ニ応シ夫々処置及度候へトモ右ノ中学ナル者新定学制ニ拠ル時ハ固ヨリ迂妄ノ訳ナリ米国内ニ在ル中等ノ学制ニ拠ラント欲スレハ其校位ヲ弁スル事難シ今少シク明細ノ示達ヲ得サレハ弁務使ニ於テ之ヲ実地ニ行フ事ヲ得ス」(明治5年10月21日附,『太政類典』,学制,第2編,第246巻,国立公文書館蔵)。

これに答えて文部省側は, どこの国でも専門学以前の「中学ニ類シ」た普

通学科の学校はあるので、「類ヲ推シテ可弁事ニテ素ヨリ迂妄ノ儀ハ絶テ無之」(同上)と反駁している。文部省は、イギリスのグラマースクール、アメリカのハイスクール、その他の各国の専門学校(諸芸,鉱山、農など各種の学校や兵学校)を、すべて「中学」相当の学校として一括して考えていたのである。

ここに、はしなくも、西洋の情報を踏まえて登場した日本の中学と、西洋の中等教育機関とのズレが、はっきりと露呈したと言える。それは、すでに述べたように、日本国内におけるかつての多様な藩校教育の極度な単純化と大学への従属化を進めたものであったとともに、西洋における中等教育をもきわめて一元化してとらえ、大学・専門教育への予備階梯的な性格を過度に重視した把握でもあった。

たしかに、中等教育についての知識と情報は西洋から得られたものではあったが、そこには、大・中・小の学校というタテ秩序的なシステムのもとにとらえた、きわめて日本的な変容を介した受容という性格が強かったのである。

しかし、にもかかわらず、政府は、中学を大学と小学の間に位置づけながらも、明治初半期において、教育政策のなかでは、高等教育の分野と、小学校および師範学校を柱とする初等教育関係との、それぞれの振興と充実のために大きな力を払ったが、中間に位する中学校に対しては、消極的ないしはむしろ放置、抑圧の方針で臨んだのであった。

そのことは、やはり、国家的な必要性に基づくものであり、高等・初等の教育段階と比べて、中等教育の国家に対する直接的な功用性の薄さということに由来するものでもあったであろう。少なくとも明治半ばまで、日本の「中学校」は、政府の消極的施策のなかで、いわば受難の学校階梯であった。むしろ地方の自発的な推進の力によって、必ずしも制度的な「中学校」の枠にしばられることなく、多様な「中等教育」として再組織され、教育活動が展開されたのである。

- (1) 「小学條例」はオランダの1857年の小学校法,「中学條例」は1863年の中学校法を 訳出し、これを全82章(条)にまとめたものである。なお、この問題については、中 野善達「幕末・明治初期における西洋教育関係書の翻訳」(多賀秋五郎編『近代アジ ア教育史研究』、上巻、岩崎学術出版社、1969年、所収)に、詳しい考証がある。
- (2) かれは、立志伝的な人物であり、商売で得た利益を博愛・慈善事業に寄附した。この学校は、かれの死後、フィラデルフィア市当局が、その遺言と基金によって設立したものである。6-10歳の男子ばかりだったが、のち、女子も収容するようになり、18歳までの子どもたちに及んだ。宗派的な制約はなかったらしい(Paul Monroe, "A Cyclopedia of Education"、III、1912、pp. 112-3. Sol Cohen、"Education in the United States— A Documentary History"、1974、V. 2、pp. 1150-1、V. 3、p. 1468.)。
- (3) この書物には、小学・大学(賢・校)という表現もたびたびみられ、また、「ベスタロスシ氏」(J. Pestalozzi)、「ヘルヘンベルグ氏」(P. Fellenberg) などとして、西洋の教育家たちの紹介もなされており、我国への西洋教育の導入史の上でも、注目に価する地誌と言える。なお、引用文中の「セシアーレ」は、もちろん、シュベリオール(高等、superieur)であろう。
- (4) 宮腰英一「イギリスにおける『中等教育』 概念形成の歴史的背景』, 『研究集録』, 第10号, 1979年, 東北大学教育学部。なお, たとえば, "The Shorter Oxford English Dictionary" (1956) によると, 'secondary school' は1861年から使われたとある。
- (5) 拙稿,「日本の近代化と教育」(『教育と医学』,教育と医学の会,慶応通信,昭和56年1月号),「明治日本の教育と西洋」(『月刊歴史教育』,東京法令出版,1981年11月号)。
- (6) 加藤は笠間藩士、漢学者。明治8年ころ教部省中録になっている。儒学関係の著書のほか、兵書、古事記の注釈、詩集など多くの著作がある。大植四郎編『明治過去帳』、118頁、岩波書店『国書総目録』索引編、211頁。なお、『大小学建議』は、城兼文という人物が、加藤の説くところに深く打たれ、印刷に附したものという。木版の小冊子である。『明治文化全集』(教育編)にも収録されているが、天理図書館蔵のものを参看した。
- (7) 倉沢剛著『学制の研究』, 講談社, 昭和48年, 49頁。
- (8) 神辺氏は、上掲の論文のなかで、福山藩の中学が、多くの他の藩のサムライ中心的な性格と異なり、「学制」の「中学」に近い四民平等の「開明的」な特色があったことを指摘し、同藩の洋学者佐沢太郎や大参事岡田吉顕らの存在と関連させている。そのほかにも、たとえば、同藩の儒者江木鰐水の線も考えられるのではないか。というのは、かれの甥である在米留学中の五十川基(明治3年7月、米留学、ニュージャー

ジー州ニューブランズウィックの中学校で修学,病気のため5年10月に帰国,翌6年2月に病死)からの手紙などを通して,アメリカの大学・中学・小学校についての知識が,江木を通して,藩当局へももたらされた可能性もありそうだからである。たとえば,時期的に中学開設の「3年冬」から少し後にズレるが,明治4年3月の基の手紙を,江木は,日記のなかで,次のように書いている。「基来書,米州学校大別為三,大中小学也,小児入小学,歴中学,入大学,各得一大学科,而各開其業……〔中略〕……小学初心之学,経三年充分成業,中学分四等,一年学一等,四年而畢,故従中学上大学,而成其業,非八年不能卒業,小学童生数十人之童子同級,進学不許独進,一年而考試之,有上上級,有留同級,有落下級焉,幸不留不落,逐序進学,従小学至大学非十年不能卒業也……」(『大日本古記録江木鰐水日記』,東京大学出版会,昭和31年,下巻,38頁)。

- (9) これについては、拙著『近代日本の海外留学史』、ミネルヴァ書房、昭和47年、164 -91頁を参照されたい。
- (10) 明治6年3月の「海外各国留学生心得」,『太政類典』, 学制, 第2編, 第246巻所収。
- (11) この点については、筆者らの共同研究の報告集、『明治前期学校成立史』(未来社、1965年)を参照されたい。